

会議案第 号

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正の件

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月 日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「公営企業管理者」を「上水道事業管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

簡易水道事業法適用化に伴い、本条例の整備をしようとするものであります。